

第 2 1 号議案

藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 9 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 1 条第 8 項」の次に「、第 1 4 2 条第 1 1 項」を加え、「並びに法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに法第 1 4 2 条第 1 1 項の規定に基づき藤枝市長の選挙における同条第 1 項第 6 号の選挙運動用ビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を「、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）」に改める。

第 9 条中「当り」を「当たり」に改める。

第 1 1 条中「藤枝市長選挙における」を削る。

第 1 3 条中「当り」を「当たり」に改め、「当該候補者を通じて、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第 1 4 条中「当該作成枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の藤枝市議会議員及び藤枝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。